

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会の解散（案）について

1 趣旨

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会が管理・運営している地域医療ネットワークシステム「とねっと」事業の終了に伴い、当協議会を解散することについて、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程第35条の規定により、協議会（作業部会）の承認を得たいので、提案するものである。

【根拠】（解散）

協議会規程第35条（抄） 当団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 委員の欠亡
- (3) 合併

- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、委員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

2 解散事由（経緯）

- 埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」は、令和4年度末がシステム業者との契約満了となることから、当協議会としては、埼玉県の補助金を活用し、このシステムを令和5年度・令和6年度の2年間延長し、令和7年度から更新することとしていた。
- 一方、構成市町では、財政難をはじめ、圏域の拡大の難しさ、参加医療機関や住民の患者数の伸び悩みなどの事情により、退会の意向を示す市町が相当数あった。
- こうしたことを踏まえ、当協議会では、協議会の承認を得て、参加住民や医療機関等の皆様への周知や事業終了に向けた財産処分などの対応等も考慮した上で、令和5年度の1年間延長し、令和5年度末（令和6年3月31日）で「とねっと」事業を終了することとし、更に、令和6年度に前年度の決算監査や財産処分などの清算事業を実施する必要があることから、清算事業期間（6か月）を設け、令和6年9月30日をもって協議会を解散する方向性としていた。
- ついては、この方向性どおり、埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程第35条の規定により、当協議会を解散することとしたい。

3 解散しようとする日

令和6年9月30日

4 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程等の廃止（一覧）

NO	制定日	名 称
1	H23. 8. 22 (H22. 7. 20)	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程 (埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会設置要綱 ⇒ H23. 8. 22 : 廃止)
2	H22. 8. 5	利根地域医療連携連絡協議会会則
3	H23. 3. 29	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会委員の謝金に関する規程
4	H23. 8. 22	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会印等に関する規程
5	H24. 2. 1	埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」利用者規程
6	H24. 2. 1	埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」利用規約
7	H24. 3. 27	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局に関する規程
8	H24. 3. 27	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局職員の服務等に関する規程
9	H24. 3. 27	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会の経理に関する規程
10	H24. 3. 27	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局職員の旅費に関する規程
11	H24. 4. 1	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会役員報酬及び費用弁償に関する規程
12	H24. 10. 19	埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム救急端末参照システム利用者規程
13	H26. 4. 1	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会ホームページ広告掲載規程
14	H26. 4. 1	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会の事務局費に係る費用負担に関する規程
15	H27. 3. 18	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会名義後援の承認に関する規程
16	H29. 4. 1	埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステムの保守費に係る費用負担に関する規程
17	H30. 4. 1	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会のシステム事業費に係る費用負担に関する規程
18	H31. 4. 1	埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステムの圏域外住民の参加に関する規程
19	H31. 4. 1	埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステムの圏域外医療機関の参加に関する規程
20	R2. 4. 1	埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会救急アプリ運用規程

)